

○特別緑地保全地区の決定について



1 都市計画の内容

特別緑地保全地区	厚別東特別緑地保全地区の決定
面積	約 1.6ha
位置	厚別区厚別東 5 条 2 丁目

2 決定理由

特別緑地保全地区は、自然性の高い緑や民有地の緑を現状のまま保全するために規定されている地域地区の一つで、建築行為など一定の行為の制限を伴った担保性の高い制度である。

本市においては、「札幌市みどりの基本計画」の柱2「街中のみどりの創出とネットワークづくり」に基づき、地域を象徴するみどりの保全・創出と活用を進めるために、良好な樹林地等環境保全機能の高い重要な緑地を特別緑地保全地区として指定する方針であり、この方針に基づき随時都市計画決定を図っている。

今回計画する決定区域は、本市に残る数少ない鉄道林の形状を有し、周辺が開発された中に残る貴重な緑地であることから、本特別緑地保全地区の区域決定を行う。